

## 公立小松大学キャリアサポートセンター規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立小松大学学則第 4 条第 4 項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立小松大学キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、公立小松大学（以下「本学」という。）のキャリアサポートに関する専門的業務を行い、本学の学生のキャリア形成及び就職に関する必要な支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア支援についての企画立案
- (2) 学生のキャリア形成に係る相談、助言、情報提供
- (3) 学生のキャリア形成に係る講座の開設、講演会等の開催
- (4) キャリア支援に関する調査・研究・資料収集
- (5) その他センターの目的達成に必要な業務

(組織)

第 4 条 センターに、次に掲げる職員を置く

- (1) センター長
- (2) キャリア相談員
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(公立小松大学教育企画委員会)

第 6 条 センターの運営に関する事項の審議は、公立小松大学教育企画委員会（以下「委員会」という。）がこれを行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。